

インキュベーション施設整備業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、インキュベーション・コワーキングスペースがある施設を市が指定する場所に整備するにあたり、施設の利用が促進されるようデザイン性や機能性に優れた施設とするため、本事業に係る企画提案を求め、業務の実施体制や施設のデザイン性や機能性など、各提案事業者の提案内容等を総合的に評価し、最も適した事業者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の目的

本事業は、市が指定した場所に、コワーキングスペースを併設したインキュベーション施設を整備するにあたり、デザイン・設計・施工・施工監理等、施設整備に関し、必要となる業務を行うことを目的としている。

3 事業の概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 委託名称 | インキュベーション施設整備業務委託 |
| (2) 発注者 | 松戸市 |
| (3) 委託期間 | 契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月 29 日まで |
| (4) 履行場所 | 松戸市指定の場所 |
| (5) 業務内容 | インキュベーション施設整備業務委託仕様書のとおり
※仕様書の内容は現時点での予定であり、今後打ち合わせの中で変更する可能性がある。 |

4 提案限度額

15,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内とし、この限度額を超えた提案は受理しない。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものである。

なお、10 企画提案書等の提出についての⑧施設整備に必要となる備品（机・椅子・ソファ等）の参考見積書に係る金額は上記金額に含まれない。

5 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

- (1) 法人格を有している者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 松戸市又は他の地方公共団体において競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名停止期間を経過していること。
- (5) 公募開始の日から契約締結日までのいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 松戸市暴力団排除条例（平成 24 年松戸市条例第 2 号）第 9 条に規定する排除対象となっていないこと。
- (8) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に基づく、特定建設業許可又は一般建設業許可を得ていること。
- (9) (8) のほか、提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。
- (10) 直近 5 年間（平成 25 年度～平成 29 年度）でインキュベーション施設・コワーキング施設等オフィス関連の改修実績を有していること。

6 選考スケジュール

実施内容	期日等
① 実施要領等掲載期間	平成 30 年 10 月 12 日（金）～11 月 2 日（金）
② 質問の受付期間	平成 30 年 10 月 12 日（金）～10 月 24 日（水）
③ 現地確認	平成 30 年 10 月 22 日（月） 午後 1 時 00 分～5 時 00 分
④ 市からの質問回答期限	平成 30 年 10 月 26 日（金）
⑤ 企画提案書受付期間	平成 30 年 10 月 12 日（金）～11 月 2 日（金）
⑥ 審査委員会（プレゼンテーション）	平成 30 年 11 月 8 日（木）（予定）
⑦ 結果の公表	平成 30 年 11 月 14 日（水）（予定）
⑧ 契約手続き	平成 30 年 11 月中

7 実施要領等の配布

- (1) 配布期間
平成 30 年 10 月 12 日（金）～11 月 2 日（金）

(2) 配布方法

松戸市ホームページからダウンロード

[松戸市ホームページ] <http://www.city.matsudo.chiba.jp/>

8 質問の受付

(1) 受付期間

平成 30 年 10 月 12 日（金）～10 月 24 日（水）午後 5 時 00 分

(2) 質問方法

質問書（様式第 5 号）に必要事項を記載の上、事務局あてに電子メールにより提出し、電話で確認を行うこと。

(3) 回答

回答は、全ての質問を取りまとめた上で、平成 30 年 10 月 26 日（金）までに本市ホームページへの掲載により行うものとする。

ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で、大きな影響を及ぼすと判断されるものは、上記受付期間内に随時松戸市ホームページへ回答を掲載する。

9 現地の確認

10 月 22 日（月）午後 1 時 00 分から午後 5 時 00 分までの間で現地を確認することができる（現地確認を希望する場合は、10 月 18 日（木）までに事務局に連絡し、訪問日時を調整すること）。

10 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

次の書類を提出すること。

番号	提出書類	提出上の注意
①	参加申込書（様式第 1 号）	
②	企画提案書（任意様式）	記載内容については、本実施要領 10 (2) を参照すること
③	会社概要書（様式第 2 号）	パンフレット等の会社概要が分かるものを添付すること
④	事業実績書（様式第 3 号）	直近 5 年の業務実績（5. 参加資格要件（10）に該当する実績）を記載すること
⑤	事業実績書に係る参考資料	事業実績書（様式第 3 号）に記載した実績が分かる資料（写真等）
⑥	事業執行体制（様式第 4 号）	配置を予定しているスタッフ全てを記載する

		こと
⑦	本事業の見積書（任意様式）	消費税を含む金額を記載するとともに、内訳についても記載すること
⑧	施設整備に必要となる備品（机・椅子・ソファ等）の参考見積書（任意様式）	消費税を含む金額を記載するとともに、内訳についても記載すること 備品の参考見積は、⑦の見積金額の25%以内で設定すること
⑨	履歴事項全部証明書	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
⑩	納税証明書（国税）	「法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）」（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
⑪	納税証明書（法人市民税及び固定資産税）	市内に事業所等がある場合（直近2年分発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
⑫	印鑑証明書	発行後3か月以内のもの、原本

(2) 企画提案書（任意様式）

別紙の仕様書をもとに、

ア 本事業の取組方針

イ 事業全体の実施体制・工程

ウ 本事業の取組にあたっての自社の強みやノウハウ

エ 本事業の取組内容

オ 施設のイメージ図（別紙参考図面をもとに、施設全体のイメージ図、レイアウト、インキュベーションスペースの個室・専用席、コワーキングスペース、受付、会議室のイメージ図をそれぞれ作成すること）

などを具体的に記載すること。

- ・企画提案書は横書きで記載し、基本的 A4 版両面印刷で左綴じとすること。ただし、表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。
- ・企画提案書は目次及びページ番号をつけること。
- ・提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。
- ・その他 PR 及び独自提案がある場合は、添付可能とする。

(3) 提出方法

- ・持参または郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により商工振興課へ提出すること。
- ・正本（提出書類①～⑫を1部、副本（②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧を綴ったもの、写しでも可）を7部提出すること。

- ・ 正本は A4 版紙ファイルに綴りインデックスをつけ、ファイル表紙及び背表紙に事業者名を記載すること。

- ・ 副本は、会社が特定される部分については、空欄もしくは黒塗りにすること。

(4) 提出期限

平成 30 年 11 月 2 日（金）午後 5 時 00 分

※提出期間内であれば、再提出（差替え含む）は可能とする。

1 1 プレゼンテーション

(1) 日時

平成 30 年 11 月 8 日（木）午前 10 時 00 分から（予定）

※実施の詳細については、各事業者に追って連絡する。

(2) 場所

事務局が指定する場所

(3) 実施時間

1 事業者につき、プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度とする。

ただし、参加事業者が多数の場合は、実施時間を短縮することがある。

(4) 実施内容

- ・ プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容について説明を行い、補足説明が必要な場合は、提案書の内容を逸脱しない範囲で実施すること。

- ・ プレゼンテーションの出席者は、1 事業者について 3 名までとする。

1 2 事業者選定方法

(1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選定する。

(2) 選定は、松戸市が設置するインキュベーション施設整備業務委託事業者選定審査委員会（以下、「審査委員会」という）において、下記評価基準に基づき、企画提案書、プレゼンテーション内容、ヒアリング等により審査する。

(3) 審査の結果、最高合計評価点を獲得した者を優先交渉事業者として選定する。なお、最高合計評価点が同点の場合は、見積額の低い者を第 1 位として選定する。ただし、選定委員会の合計得点が満点の 6 割未満である場合は、選定しないものとする。また、優先交渉事業者との交渉が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する場合がある。

(4) 評価基準

評価項目	評価の着眼点	配点
事業実績	本事業を遂行するために必要な業務実績を有しているか	10
取組方針	本事業の特性や目的を理解した企画案となっているか	10

実施体制	① 本事業に有効な知識・ノウハウ・経験を有しているか ② 本事業を実施できる体制・工程となっているか	20
事業内容	① インキュベーションスペースのレイアウト・内装は、仕様書の業務内容を理解し、かつ創意工夫があり、デザイン性、機能性を有した内容となっているか ② コワーキングスペースのレイアウト・内装は、仕様書の業務内容を理解し、かつ創意工夫があり、デザイン性、機能性を有した内容となっているか ③ 会議室、受付等のレイアウト・内装は、仕様書の業務内容を理解し、かつ創意工夫があり、仕様書の業務内容を理解し、かつデザイン性、機能性を有した内容となっているか ④ 施設全体に統一感があり、仕様書の業務内容を理解し、かつデザイン性、機能性を有した内容となっているか ⑤ 自社の強みやノウハウを活かし、独創的な提案となっているか。	50
見積金額	10×提案者中の最低見積価格／見積価格 ※小数点第2位以下は切り捨て	10
合計		100

1.2 選定結果の通知

選定結果は、参加事業者に対し、平成30年11月14日（水）（予定）までに郵送にて通知を行う。また、松戸市ホームページにも選定結果を公表する。

なお、選考理由、選考結果に対する問い合わせ、異議申し立てには一切応じない。

1.3 契約に関する基本事項

(1) 契約方法

契約は、選定事業者とともに企画提案書等に基づき内容を確認の上、契約締結の交渉を行う。

なお、審査の結果を踏まえ、提案内容及び金額の変更を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約締結にあたっては、松戸市財務規則第143条第1項に従い、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、松戸市財務規則第143条第3項の規定により保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(3) 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、業務完了後、検収したうえで支払う。

(4) 契約締結時における個人情報の取り扱い

契約締結時においては、「松戸市個人情報の保護に関する条例」に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについて、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

1 4 その他

- (1) 企画提案書は、1 事業者につき 1 案とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 本プロポーザルに要する経費及び提出に関する経費は、全て提案者が負担すること。
- (4) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、すみやかに事務局へ連絡すること。
- (5) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの評価及び議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案書等の使用、複製及び公開を、無断、無償で行うものとする。

1 5 問い合わせ及び提出先（事務局）

担当部署 松戸市経済振興部商工振興課企業立地担当室（担当：中野・丸山）

Eメール mckigyoun@city.matsudo.chiba.jp

住 所 〒271-8588 松戸市根本 387 番地の 5

電 話 047-711-6377 F A X 047-366-1550